

『豊かで災害に強いふるさとの森づくり基金』
に基づく助成事業【公募要項】
第2次公募（※第3次公募も実施予定）

一般財団法人 くまもとSDGs推進財団

この助成事業は、熊本県内の森林の再生活動支援のために設置された「豊かで災害に強いふるさとの森づくり基金」への寄付を原資に実施します。

異常気象が頻発する時代に備えて、ふるさとの大地・暮らしを守るために、豊かで災害に強い森づくりの活動を対象とします。

1 目的

今、ふるさとの山は荒廃し、森が消えています。手入れが行き届かなくなった人工林は、暗く、光が届かず、倒木も多く、生物も貧弱になり、生業としての林業も成り立たなくなっています。そして、人工林では皆伐が広がり、山肌がむき出しになり、土砂崩れを容易に引き起こすきっかけにもなっています。

また、令和2年7月豪雨の際に、甚大な被害が出た球磨川流域では、急速に増加する鹿の食害によって、広範囲で森の下草が消え、いたるところで深刻な土砂流出を引き起こしています。自然林・人工林を問わず森の荒廃によって保水力が著しく低下すると、降った雨は多量の土砂とともに川に流れ込み、川底を押し上げ、更に被害を大きくしてしまいます。

異常気象により近年頻発する豪雨に伴い、大規模な土砂災害が発生する可能性が高まっています。球磨川流域だけでなく熊本県内の類似地域での再発を防ぐため、土砂崩れを起こさない林道の整備による間伐の促進など、中長期にわたって森の再生に取り組む、流域住民の命と暮らしを守る活動を行う団体等に対して、助成を行うことを目的とします。

2 対象事業

森の再生に取り組む活動としては、国や自治体などの公的機関の支援が届かない活動、民間団体・研究機関などの森林の再生活動を対象とします。

具体的には、次に掲げる支援や取り組みが対象となります。

- ・土砂崩れを起こさない林道の整備
- ・森林の再生に関する勉強会、研修会等の開催
- ・持続可能な林業や間伐などの勉強会
- ・鹿の防護ネット張り
- ・植栽、下草刈り、間伐

- ・保水量に関する調査
 - ・山の保全に係る人材育成
- ※助成事業は、緊急性、および継続性が見込まれる取組みを、優先的に助成対象とします。

3 事業の実施期間（第2次公募分）

原則として、2024年10月1日から2025年1月31日まで。

- ※ 活動現場の状況を踏まえ、期間を延長することも可能です。その場合は、期間終了前に必ず連絡し、相談をお願いします。

4 対象団体

「7 応募要件」を満たす任意団体、NPO法人、社会福祉法人、研究機関、自治体など

- ※1 法人格の有無は問いませんが、定款・規約等があり、団体情報が開示されていることが必要です。
- ※2 団体の本拠地は限定しませんが、熊本県内で、森（山）の荒廃が顕著である地域を優先します。

5 助成金額

助成金 総額 2,000,000円

- ※1 上限100万円
- ※2 1団体につき原則1事業の申請となります。
- ※3 第1次助成を受けた団体も応募可能です。
- ※4 助成比率は定めません。本助成金100%の事業でも構いません。
- ※5 他助成・補助金との併用は構いませんが、経費の重複は認められません。

6 対象となる経費・対象とならない経費

- ① 事務局の人件費も含めて活動継続に必要な経費はすべて対象となります。ただし、株式会社等営利企業の場合は、人件費は対象外です。事業実施に必要な最低限の経費のみが対象となります。
- ② 技術指導や助言、調査協力のために来訪する県内外の専門家の交通費等は対象となります。
- ③ 県や市町村の補助金との併用も可能です。
- ④ 活動終了後、団体の資産計上に繋がる費用(備品等)がある場合は、事前にご相談

ください。

- ⑤ 土砂崩れを防止するための森林の整備を目的とした、重機等のリース料は対象となります。拠点整備を目的とした事業は対象となりません。

7 応募要件

- ① 土砂崩れ防止や森の再生のため、現地にて活動を実施予定又は実施中の団体
- ② 定款・規約等が整備されている団体
- ③ 応募団体名義の口座が開設されていること
- ④ 資金の管理として、入金と出金の記帳、及び領収書の保存・管理ができること
- ⑤ 森林の所有者でない団体の場合は、所有者との間で森林の管理に関する委託契約が締結されていること
- ⑥ 助成事業実施後に活動報告書の提出と公開へ同意していただける団体
- ⑦ 原則として、事業報告書（前年度分）、決算書/会計報告書（前年度分）を添付してください。ただし、設立1年未満の場合は不要です。
- ⑧ 採択された後は、活動報告会並びに情報交換会などに参加要請があれば協力できる団体

8 応募方法

以下の書類を添付資料として、メールで申請してください。

- ① 助成金申請書
- ② 団体名義の口座が分かる画像
- ③ 活動現場が分かる地図等
- ④ 定款・規約等
- ⑤ 事業報告書（前年度分）*
- ⑥ 決算書/会計報告書（前年度分）*

*設立1年未満の場合は不要です。

※ 郵送を希望される場合は、事前に事務局までご相談ください。

メールアドレス： contact@kspf.or.jp

9 募集期間（第2次公募）

2024年8月1日～2024年8月21日20時まで（必着）

※ 後日審査を行いますので、必着とさせていただきます

※ 当基金への寄付の集まり状況に応じて、今後も公募を実施する予定です。

10 選考方法

当財団が定める助成金審査会規程に基づき設置される審査会において、当財団が定める審査基準に基づき選定されます。

また、必要に応じて申請団体へのヒアリングを行います。

◀ 主な選考の視点 ▶

- (必 要 性) 森林の再生に資する活動か
- (緊 急 性) 土砂崩れ防止・再発防止工事の必要性が把握できているか
- (事業効果) 助成事業の実施が森林の再生や災害防止に効果的なものかどうか
- (実 行 力) 実施体制が整っているか、実施に対しての強い思いがあるか
- (資金管理) 助成金は、適正に活用されるか、金額は妥当か

11 助成金の支払い方法について

助成決定後、助成事業確認書（契約書）締結を経て指定の口座へ振り込みます。

12 助成金の返還や関係書類の保存など

(1) 助成金の返還

助成団体やその構成員が、公募要項、申請書類、助成金交付に関する確認書、法令、条例、規則等に違反した場合や助成金を目的外に使用した場合は、是正措置を求めます。改善されない場合、助成決定の取消しや助成金の返還を求めることとなります。

(2) 関係書類の保存

助成金を交付された団体は、助成金に関わる収支の証拠書類（領収書など）を整理し、いつでも閲覧できるようにしておいてください。証拠書類は事業実施終了後、3年間の保存が必要です。

13 実績報告書の提出について

(1) 事業終了後、活動報告書に次の書類を添えて提出してください。

- ① 所定の実績報告書、日報等
- ② 領収書（含：レシート）・受領書等のコピー
- ③ 活動実績（支援内容）がわかる写真
- ④ 設備等を導入する場合、当財団支給のラベルを添付した設備等の写真
- ⑤ その他、活動実績を確認するため当財団が個別に指定した資料

(2) 提出期限

助成対象事業終了後1ヵ月以内に当財団へ提出してください。

(3) その他

当事業について、助成対象事業者（事業実施団体）からの積極的な情報発信を求めます（ホームページやブログ等SNSの活用、メディアへの情報提供、独自媒体での報告等）。その際は、当財団からの助成により実施した旨を必ず明記してください。

14 スケジュール

募集：2024年8月1日から8月21日（財団のHPに掲載）

選考：2024年9月上旬に実施し、速やかに採択・不採択を通知します。

助成事業実施期間：契約締結完了後の4ヶ月間

（2024年10月1日から2025年1月31日までに終了）

活動実績報告：助成事業終了から1ヶ月以内（2025年2月28日まで）

※ 報告が遅れる場合は、事前に必ずご相談ください。

15 重要な注意事項（※必ずお読みください）

- (1) 事業実施団体名及び所在地、代表者氏名、助成対象事業名及び助成金額等を公開します。
- (2) 事業で得られた成果を社会に対し広く伝えるため、当財団ホームページ等で成果を報告します。そのため当財団が手配した者による取材を受けていただきます。

16 事務局及び申請先

一般財団法人 くまもとSDGs推進財団（担当：業務執行理事 原）

〒860-0801 熊本県熊本市中央区安政町3-13 熊本県商工会館1階

TEL：096 - 227 - 6757（平日10:00～17:00）

FAX：096 - 227 - 6785

（ホームページ）

メールアドレス：contact@kspf.or.jp

ホームページ：https://kspf.or.jp/

